○警察庁告示第一号

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和八年国家公安委員会規則第九号）の施行に伴い、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和三年警察庁告示第一号）は、廃止する。

令和八年五月七日

警察庁長官　楠　芳伸

附　則

この告示は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

○文部科学省告示第八十七号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を次のように定める。

令和八年五月七日

文部科学大臣　松本　洋平

期間の区分	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率
平成二年十月一日から平成三年三月三十一日まで	五年未満	一・六二	一・八七	一・二六	一・四二
	五年以上一〇年未満	一・五一	一・七一	一・一八	一・三一
	一〇年以上一五年未満	一・四七	一・四七	一・一一	一・二六
	一五年以上二〇年未満	一・三六	一・三九	一・〇五	一・二一
	二〇年以上二五年未満	一・二三	一・二六	一・〇〇	一・一一
	二五年以上	一・一三	一・一四	一・〇〇	一・〇一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	五年未満	一・六二	一・八七	一・二六	一・四二
	五年以上一〇年未満	一・五一	一・七一	一・一八	一・三一
	一〇年以上一五年未満	一・四七	一・四七	一・一一	一・二六
	一五年以上二〇年未満	一・三六	一・三九	一・〇五	一・二一
	二〇年以上二五年未満	一・二三	一・二六	一・〇〇	一・一一
	二五年以上	一・一三	一・一四	一・〇〇	一・〇一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	五年未満	一・六二	一・八七	一・二六	一・四二
	五年以上一〇年未満	一・五一	一・七一	一・一八	一・三一
	一〇年以上一五年未満	一・四七	一・四七	一・一一	一・二六
	一五年以上二〇年未満	一・三六	一・三九	一・〇五	一・二一
	二〇年以上二五年未満	一・二三	一・二六	一・〇〇	一・一一
	二五年以上	一・一三	一・一四	一・〇〇	一・〇一
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	五年未満	一・六二	一・八七	一・二六	一・四二
	五年以上一〇年未満	一・五一	一・七一	一・一八	一・三一
	一〇年以上一五年未満	一・四七	一・四七	一・一一	一・二六
	一五年以上二〇年未満	一・三六	一・三九	一・〇五	一・二一
	二〇年以上二五年未満	一・二三	一・二六	一・〇〇	一・一一
	二五年以上	一・一三	一・一四	一・〇〇	一・〇一
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	五年未満	一・六二	一・八七	一・二六	一・四二
	五年以上一〇年未満	一・五一	一・七一	一・一八	一・三一
	一〇年以上一五年未満	一・四七	一・四七	一・一一	一・二六
	一五年以上二〇年未満	一・三六	一・三九	一・〇五	一・二一
	二〇年以上二五年未満	一・二三	一・二六	一・〇〇	一・一一
	二五年以上	一・一三	一・一四	一・〇〇	一・〇一
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	五年未満	一・六二	一・八七	一・二六	一・四二
	五年以上一〇年未満	一・五一	一・七一	一・一八	一・三一
	一〇年以上一五年未満	一・四七	一・四七	一・一一	一・二六
	一五年以上二〇年未満	一・三六	一・三九	一・〇五	一・二一
	二〇年以上二五年未満	一・二三	一・二六	一・〇〇	一・一一
	二五年以上	一・一三	一・一四	一・〇〇	一・〇一

期間の区分	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・二九	一・四五	一・二六	一・四二
	一・二〇	一・三八	一・一八	一・三五
	一・一八	一・二七	一・一六	一・二四
	一・一〇	一・一九	一・〇八	一・一六
	一・〇四	一・一〇	一・〇三	一・〇八
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・二六	一・四三	一・二六	一・四二
	一・一八	一・三六	一・一六	一・三四
	一・一〇	一・二五	一・一四	一・二三
	一・〇二	一・一七	一・〇七	一・一六
	一・〇一	一・〇九	一・〇二	一・〇七
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・二六	一・四二	一・二六	一・四二
	一・一六	一・三四	一・一六	一・三四
	一・一四	一・二三	一・一四	一・二三
	一・〇七	一・一六	一・〇七	一・一六
	一・〇二	一・〇七	一・〇二	一・〇七
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九八	〇・九九	〇・九八	〇・九九
平成十年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・二七	一・四二	一・二六	一・四二
	一・一七	一・三四	一・一六	一・三四
	一・一五	一・二三	一・一四	一・二三
	一・〇七	一・一六	一・〇七	一・一六
	一・〇二	一・〇七	一・〇二	一・〇七
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九八	〇・九九	〇・九八	〇・九九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・二六	一・四二	一・二六	一・四二
	一・一六	一・三四	一・一六	一・三四
	一・一四	一・二三	一・一四	一・二三
	一・〇七	一・一六	一・〇七	一・一六
	一・〇二	一・〇七	一・〇二	一・〇七
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九八	〇・九九	〇・九八	〇・九九
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・二六	一・四二	一・二六	一・四二
	一・一六	一・三四	一・一六	一・三四
	一・一四	一・二三	一・一四	一・二三
	一・〇七	一・一六	一・〇七	一・一六
	一・〇二	一・〇七	一・〇二	一・〇七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九八	〇・九九	〇・九八	〇・九九
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・二六	一・四二	一・二六	一・四二
	一・一六	一・三四	一・一六	一・三四
	一・一四	一・二三	一・一四	一・二三
	一・〇七	一・一六	一・〇七	一・一六
	一・〇二	一・〇七	一・〇二	一・〇七
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九八	〇・九九	〇・九八	〇・九九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・二六	一・四二	一・二六	一・四二
	一・一六	一・三四	一・一六	一・三四
	一・一四	一・二三	一・一四	一・二三
	一・〇七	一・一六	一・〇七	一・一六
	一・〇二	一・〇七	一・〇二	一・〇七
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九八	〇・九九	〇・九八	〇・九九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・二九	一・四五	一・二六	一・四二
	一・一九	一・三七	一・一六	一・三四
	一・一二	一・二一	一・一四	一・二三
	一・〇九	一・一八	一・〇七	一・一六
	一・〇四	一・〇九	一・〇二	一・〇七
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九九	〇・九九	〇・九八	〇・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・三〇	一・四五	一・二六	一・四二
	一・二〇	一・三八	一・一八	一・三五
	一・一八	一・二七	一・一六	一・二四
	一・一〇	一・一九	一・〇八	一・一六
	一・〇五	一・一〇	一・〇三	一・〇八
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	〇・九九	〇・九九	〇・九八	〇・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・二九	一・四五	一・二六	一・四二
	一・二〇	一・三八	一・一八	一・三五
	一・一八	一・二七	一・一六	一・二四
	一・一〇	一・一九	一・〇八	一・一六
	一・〇四	一・一〇	一・〇三	一・〇八
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	〇・九九	〇・九九	〇・九八	〇・九九